

令和4年第3回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和4年9月1日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子  | 2 村松純次  | 3 七原 剛  |
| 4 原田直幸  | 5 今泉吉人  | 6 金田敏行  |
| 7 金田文子  | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 |         |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 選挙第2号

北設広域事務組合議会議員の選任について

日程第6 報告第14号

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第7 同意第3号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第8 議案第51号

公の施設の区域外設置に関する協議について

日程第9 議案第52号

- 設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について  
日程第 10 議案第 53 号  
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第 11 議案第 54 号  
設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について  
日程第 12 議案第 55 号  
設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について  
日程第 13 議案第 56 号  
設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 14 議案第 57 号  
令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）  
日程第 15 議案第 58 号  
令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
日程第 16 議案第 59 号  
令和 4 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 17 議案第 60 号  
令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 18 議案第 61 号  
令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 19 議案第 62 号  
令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
日程第 20 認定第 1 号  
令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 21 認定第 2 号  
令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 22 認定第 3 号  
令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 23 認定第 4 号  
令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24 認定第 5 号  
令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25 認定第 6 号  
令和 3 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26 認定第 7 号  
令和 3 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27 認定第 8 号  
令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 認定第 9 号

令和 3 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 10 号

令和 3 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 認定第 11 号

令和 3 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 12 号

令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

## 会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 皆さんおはようございます。本日は、「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただき、ありがとうございます。

なお、本日、正午に「シェイクアウト訓練」が実施されます。シェイクアウト訓練は、地震の揺れから自分の身を守るためのトレーニングです。

訓練放送が流れましたら、その場で「1、しせいをひくく」、「2、あたまもまもり」、「3、じっとする」という 3 つの動きをとり、シェイクアウト訓練に参加してください。

もし、正午をまたいで議事を進行しなければならなくなりそうなときは、午前の最後の再開のときに連絡しますので。進行中でしたら中座を指示しますので、12 時に御理解を賜りたいと思います。

それでは、ただいまから会議を始めます。ただいまの出席議員は、11 名です。定足数に達していますので、令和 4 年第 3 回設楽町議会定例会(第 1 日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 令和 4 年第 3 回定例会第 1 日の運営について、8 月 24 日に議会運営委員会を開催し、審査しましたので結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりであります。

日程第 3、諸般の報告は、議長から、例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取扱いについて報告があります。

日程第 4、行政報告は、町長より報告があります。

本日提案されている案件は、議長提出 1 件、町長提出 26 件です。

日程第 5 選挙第 2 号から順次 1 件ごとに上程してまいりたいと思いますが、日程第 8 議案第 51 号から日程第 10 議案第 53 号までの 3 議案と、日程第 14 議案第

57号から日程第19議案第62号の6議案、日程第20認定第1号から日程第31認定第12号までの12議案は、一括上程いたします。

日程第8議案第51号から日程第10議案第53号までにつきましては、本日採決をお願いします。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりであります。

なお、一般質問は、定例会第2日の9月5日に行います。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を、行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番原田純子君、2番村松純次君を指名します。よろしくお願いいたします。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は22日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の……訂正します、令和4年の7月8月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布したとおり、陳情書4件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号15号から陳情受理番号17号を文教厚生委員会に付託し、陳情受理番号14号を議長預かりとすることに決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。冒頭に、とましーなを忘れたわけではなく、と

まし一なにしましたので、お許しをいただきたいと思います。

本日は、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9月議会定例会初日の開催に当りまして、皆様、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

猛烈な勢力の台風11号が沖縄の南を移動しておりまして、今後は北上する見込みも出ております。動きに注意するとともに、温かく湿った空気の影響で、激しい雨の予想もあるので、気象情報に十分注意してまいりたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、「設楽ダムの建設に関する基本計画」の変更が、昨日8月31日付で告示、決定されました。内容は、説明されておりますとおり、約800億円の増額と8年間の延伸であります。

また次に、連日広報無線で流れておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、ほぼ毎日、複数人発生しておる状況であります。設楽町では、7月26日に100人を超えたわけですが、ひと月少々たった8月30日の発表では177人となっております。郡内も同様でありまして、東栄町が135人、豊根村が97人と増加を続けております。国では、オミクロン株に対応した新しいワクチンを来月にも接種を始めるよう調整に入ったという報道があります。情報収集に努めるとともに、対応できるように準備を進めてまいります。

次に、プレミアム付き商品券について報告します。

住民の方への配布分も含めて20,000冊を用意した商品券ですが、残り2,300冊程度となりました。また、今回上程する補正予算の中に、追加10,000冊の製作・販売に係る経費を計上させていただきました。様々な商品が値上がりしていますけれども、更なる町内消費喚起に向けて、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、各種イベントについて報告をさせていただきます。

令和4年11月10日木曜日から13日、日曜日にかけて、ラリージャパン2022が開催され、11日(金)に設楽町内を走行する予定であります。沖駒の観戦ポイントのチケットは既に完売しておりますけれども、無料の住民観戦ポイントが、面の木と名倉の東部の2か所にありますので、こちらで応援していただければと思ひます。

また、WRCの開催を盛り上げますために、9月10日、11日、土・日です。道の駅したらでカウントダウンイベントを開催いたします。皆様も是非、お立ち寄りいただきたいと思ひます。

そして、10月15日、16日、土・日です。「したらオリエンテーリングフェスタ」を名倉地区で開催いたします。誰でも参加ができ、初めての方に向けたビギナー講習もありますので、町民も方も含め、多くの皆様の参加をお待ちしております。

また、昨日、8月31日より、奥三河郷土館におきまして、愛知県埋蔵文化財

センターの主催でありますけれども、「悠久の記憶～設楽ダム関連発掘調査成果展」というものを開催を始めております。ぜひ議員の皆さんも御覧いただきたいなと思っております。

本日は、財政に係る報告1件、教育委員の同意1件、公の施設の区域外設置1件、条例関係5件、補正予算6件、決算認定12件の計26件を上程させていただきました。

提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な議決を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。議会定例会の開催に先立ちまして行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第5 選挙第2号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の2項の規定によって指名推薦にしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、北設広域事務組合議会議員に、今泉吉人君、山口伸彦を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した今泉吉人君、山口伸彦を当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました今泉吉人君、山口伸彦がここにいますので告知をいたします。

---

議長 日程第6、報告第14号「令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。本案について、説明を求めます。

副町長 おはようございます。それでは、報告第14号「令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を説明しますので、7ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、7月29日、両比率について監査委員の審査に付しましたので別添の審査意見書を付して議会に報告するものであります。

第1の「健全化判断比率」につきましては、財政状況の健全化を客観的に判断

するため、法律に基づく4つの財政指標について審査されるもので、下段の括弧内の数値は政令で定める早期健全化の基準の数値を示し、本町はいずれの比率も危険数値に該当せず、健全であることを示しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計とも黒字決算のため、赤字の判定数値はありません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担をする元利償還金、一般事務組合の公債費負担を含めますが、標準財政規模で除して算出し、数値が大きいほど公債費の占める割合が高いことを示しております。

算定数値は直近の3か年平均で表しますが、令和元年度から令和3年度までの平均値が5.4%、前年度決算の経常値5.8%より、0.4ポイント減少しております。早期健全化の基準数値を大きく下回っております。これは、前年度算入数値の単年度数値において平成30年度6.75%が、令和3年度の5.62%に置き換わったことによるものであります。

「将来負担比率」は、将来負担すべき借入金等——公債費の標準財政規模に対する比率で、町債現在高の減少等により、平成27年度から継続してマイナスで算定数値はありませんが、近年の大型事業による過疎債の借入れ状況に鑑み、令和4年度以降は、再びプラスに転ずることが予想されるものの、危険な数値に至ることはありません。

第2の「資金不足比率」につきましては、公営企業ごとに資金不足を事業規模——料金収入規模と比較して指標化するものでありますが、簡易水道、農業集落排水及び公共下水道の3特別会計は、いずれも資金不足がありませんので、算定数値はなく、「-」、横棒で表示をしております。

私からの報告は以上となります。

議長 次に、監査委員の御意見を、氏原代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 失礼いたします。それでは、審査結果を報告いたします。

令和3年度の財政健全化審査及び令和3年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。

具体的には、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果について、意見を述べます。

はじめに、「財政健全化審査」についてです。審査の概要として、町長から提出された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼において、令和4年7月28日に実施いたしました。総体的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ですが、令和3年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率について、合早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%であるところ、連結実質赤字額もありません。また、令和3年度の実質公債費比率は5.4%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っています。

続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は、「公営企業会計経営健全化審査」についてです。審査の概要として町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置き、同じく令和4年7月28日に実施いたしました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計、及び公共下水道特別会計の資金不足比率の経営健全化基準は20%ですが、令和3年度の資金不足額ははありません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

健全化審査の結果は以上であります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第14号は、終わりました。

---

議長 日程第7、同意第3号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第3号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明いたしますので、11ページを御覧ください。

資料の下記の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小野田治幸さんの生年月日、住所等は議案に記載するとおりです。

今回は、現在の教育委員会委員のうち、後藤昌代委員の任期が、令和4年11月9日に満了することに伴い、新たに任命するものであります。

小野田さんは、当該法律第4条第2項の委員要件である「町長の被選挙権」及び「教育行政に関する経験と高い識見」を有する方で、今回の、設楽町教育振興基本計画の策定、とりわけ、小中学校の学校規模適正化の推進につきましては、



将来の設楽町の子供たちのことを考え、思い、熱心に保護者を含めた地元の意見を取りまとめていただいた実績も踏まえて、併せて同条第5項で規定する「保護者」に係る教育委員会委員として、任命するものであります。

なお、委員の任期は、第5条第1項の規定に基づき、令和4年11月10日から令和8年11月9日までの4年間であります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 加藤 今、御説明をいただきましたが、質問をいくつかしたいと思います。

清嶺地区行政懇談会で、区民から、「教育委員選任にあたってこの度始めて公募という方法がとられたのだけれども、こうした方法は特別職公務員の中立性や公平性を考えると問題を生じることはないか」という質問がありました。再度問いますが、なぜ、どのような経緯で今回公募制をとったのか、また、選任にあたって中立、公平な立場で子どもの教育全体に大きな影響を持つ全体の奉仕者としての公務員を任命する上で、問題を生じることには本当はないのかお答えください。

教育長 公募の関係、なぜ、ということなのでありますけど、今回、保護者の代表ということで、広く公募をする形をとりました。なぜかと言いますと、今まで私が教育長になってから、小中学校の適正配置をはじめとして推進計画のほうをいろいろ地区を回って、教育委員の皆さんといろいろな協議をしてきたのですが、その中で、やはり、今まで慣例で選ばれてきた4地区ということがあって、どうしてもその中の委員さんの御意見が地区の代弁者というふうになっていました。設楽町全体の教育行政をどういうふうもっていくかという、そういう議論にはなかなか至りませんでした。ということで、もう少し委員会を活性化するという意味で、広く町内の皆さんから公募する、そういう形をとりました。これについては文部科学省のほうも、教育委員会の活性化の1つの方法、手法として、委員の公募、教育長の公募ということを掲げております。実際に、今、全国で教育長が9つの教育委員会、委員さんが40の委員会のほうで公募という形をとって選んでおります。そういうこともありますので、先ほど中立性とか、そういうことをおっしゃられたのですが、こういうふうに公募することのほうが返って中立性とか公平性が保てるものと思って、公募という形にいたしました。

町長 私から補足で少しお話をさせていただきます。

今回、同意のときに、お子様がみえる方ということで公募をしたいということでありました。良いか、悪いかという議論はいろいろあるとは思いますが、これまで4人の教育委員さん、4つの地域で地域割りということで、ある程度進められてきたという経緯は私も承知をしております。実際、私も議員のときに地区の教育委員さんを探していただきたいというようなお声がけをいただきました。急激な変化を好まないと思ったものですから、最初に地区の議員さんに選任をしていただきたいとお願いをさせていただきました。させていただきましたけ

れども、お見えにならないということでありましたので、その上で、公募の上でやるということで公募をさせていただいたという経緯であります。

- 11 加藤 新しいチャレンジを始めたのだということでも理解をしました。今回、新教育委員として、小野田治幸氏の任命の同意案が示されました。副町長のおっしゃるように、同氏の人柄、優れた能力、行動力、発言力等は私もよく承知をしています。しかし、同氏はこの度の、副町長もおっしゃいましたが、設楽町教育振興基本計画の学校規模適正化の方針策定にあたって大きな影響を与えた、小学校の適正配置計画に関する嘆願書の代表者として、田峯小、及び清嶺小の田口小への一刻も早い統合を進める考えを主導してきた人です。学校規模適正化策については、まだまだ町論の分かれるところであり、教育委員として町民の声を中立公平の立場で広く受け止める委員を果たせるのかを危惧する声が聞こえます。例えば、清嶺地区の町民などから、「土屋町政は学校統合を急ぐ方向にかじを切ったのか」、「小野田氏は嘆願書実現の目的で応募をしたのか」、「子どもの教育に大きな影響力をもつ教育委員は、個人的価値判断や特定の考えから、中立が求められるはずだがこれでよいのか」、との声が上がっています。候補者として同氏を選ぶにあたり、そうした危惧の声はなかったのですか。また、そうした町民の声にはどう答えるのですか。

- 町長 言ってみえることも分かるわけですが、この決定の段階では、もう既に総合教育会議を開催しまして、方針の決定をしたのちであります。のちでありましたので、お二人の方が応募をいただきまして、それぞれ、教育に関する御意見を提出をいただきました。お二人とも大変素晴らしくて、選ぶのに苦労をしたわけでありまして。できればお二人とも教育委員さんになっていただきたいと思わせるようなものでありましてし、面接の時もお二人とも素晴らしい考え方を持った方でありましたので、お二人とも教育委員さんにしたいなということでありましたが、条例改正をする必要がありましたので、その中で4人の判断で選ばせていただいたという経緯であります。

中に、学校統合に急にかじを切ったのかという御指摘がありますが、私は議会の席でも申し上げましたし、教育委員会の冒頭の席でも申し上げさせていただきました。教育に関しては、皆さんそれぞれいろんな御意見があることは承知しております。上手に言うと、半分半分くらいになってしまうことが多々あります。ありますので、多くの皆さんの声を反映して進めていければ本当にいいわけでありましてけれども、なかなかまとまりがありません。そんな中で、一番最初するときにも申し上げましたけれども、今子育てをしている皆さんの意向に沿って進めてまいりたいということを常々申し上げております。統合を拙速に進めるつもりもありませんし、統合をあきらめているわけでもありません。ありませんが、基本は、今子育てをされている住民の皆さんの思いに沿って進めるということが基本でありますので、議員の皆さんにも、ぜひその辺を御理解いただいて、御説明をしていただきたいと思います。

以上であります。

11 加藤 御説明ありがとうございました。

こうした、無用な危惧や疑念を払拭するためにも、同氏は教育委員となれば、その言動は、設楽町教育委員会委員としての言動となることを強く自覚していただくこととなります。非常勤の特別職地方公務員としてサービスの宣誓に準ずる教育委員としての立場と、言動のあり方の確認と確約を再度きちんと促しておくべきと考えますがどうですか。

町長 公正に公募という上で応募をしていただいて、公正に選んだつもりであります。サービスというか、中立性ということは応募要項の中にきちんとうたわれていると認識をしております。それを理解をされた上で、応募をされて選んだということですので、正しいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかに。

8 高森 順序が間違っております。まず、公正性にするならば、まず、教育長を先に始めるべきです。それで、その新しい教育長の下で公正を実施していくのが正しいと思います。この方は、子育てにまい進中ですので、どうしても御自分の子どもを通して学校制度を見る目があって、教育委員は基本的にはいろいろなものを介してものを見られるような、そういう公正な立場にあってものを判断する、それが一番求められるものでありまして。昨年1月に、わしらが行くから清嶺も来いと、たんかを切ったような、そういう嘆願書を出すような方が教育委員になると、まさしく、一列そろって名倉も全部田口に集まれとか、そういうふうな号令が出るとも限りませんので、この人選に関しては私は反対です。

以上です。

町長 御意見は承りましたけれども、今回の人選につきましては、お子さんがみえる方ということが条件でありますので、そういう意味で広く公募をさせていただきました。地区で選んだわけではありません。公募して、応募をしていただいた方が二人しか見えなかったということです。その中で選ばせていただきました。

8 高森 その、保護者の方は、何年で義務教育を卒業されると思いますか。せいぜい3年だと思います。しかし、学校制度は10年、20年、100年と残っていくものです。そういうものを短いスパンで考えるような人に任せることは非常に危険だと思いますので考え直してください。

町長 私は、私なりに、手順を踏まさせていただいたと思っております。先ほども説明をしましたが、公募でやりたいということでありました。ありましたが、今までの経緯を踏まえて、4つの地域ということでありましたので、私は地域がいいとは思っておりませんが、今まで4つの地域に、長い歴史の中で振り分けてきたという歴史がありますので、御地元の議員の方に地域の中で選出をしていただきたいというお願いをいたしました。しましたが、できないということでありましたので、正式にきちんと広く公募をさせていただきました。その上で出られた方でありますので、ほかに選びようはありません。出られた方、応募をされた方の

中から判断をして選んだということでもありますので、御理解をいただきたいと思  
います。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意する  
ことに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

同意第3号は、同意することに決定いたしました。

---

議長 日程第8、議案第51号「公の施設の区域外設置に関する協議について」から  
日程第10、議案第53号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例  
について」までを一括して議題といたします。

本案について、提案説明を求めます。

副町長 それでは、議案第51号から、議案第53号については関連がありますので、  
一括で説明させていただきます。

最初に、議案第51号の「公の施設の区域外設置に関する協議について」を説  
明しますので、12ページを御覧ください。

下記に記載する「公の施設の区域外設置に関する協議」については、「地方自  
治法」第244条の3第1項の規定により、公の施設を区域外設置することについ  
て、東栄町と協議したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるも  
のであります。

今回の協議は、東栄町において東栄診療所が令和4年11月1日より新たに開  
設する事に伴い、町営バス、東栄設楽線の路線沿いに、施設の一部として、新規  
で「東栄診療所前」バス停留所を、区域外の東栄町に関係地域住民の輸送の確保  
を図り、また福祉の向上に資するため設置し、その利便性を図るための手続きで  
あります。

続いて、議案第52号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」  
を説明しますので、14ページを御覧ください。

本条例の改正につきましては、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別  
紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、先ほどの議案第51号の協議で説明したとおり、町  
営バス、東栄設楽線の路線沿いのバス停留所の見直しを行い、新たなバス停留所

の設置、また、バス停留所の名称変更、そして、既存バス停の一部廃止を行う事に伴い運行距離を変更するものであります。

改正内容としましては、第3条の表に規定する定期路線バスに係る、東栄設楽線の運行距離を200メートル長くし、21.6キロメートルから21.8キロメートルと改めるものであります。なお、施行期日は平成4年11月1日であります。

最後に、議案第53号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、17ページを御覧ください。

本条例の改正につきましても、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、先ほどの議案第52号で説明したとおり、町営バス、東栄設楽線の路線沿いのバス停留所の見直しを行い、新たなバス停留所の設置、また、バス停留所の名称変更、そして既存バス停の一部廃止を行う事に伴い、運賃表を変更するものであります。

改正内容としましては、第2条関係の料金表、別表第1から別表第5までのうち、別表第4、町営バス東栄設楽線料金表を資料のとおり改めるものであります。

表の中の各区分ごとの料金改正の説明はいたしません、簡単には、設楽町内の各区分の料金の改正はありませんが、東栄町内の各区分の料金と、設楽町から東栄町にまたがる各区分は、いずれも100円増額として改めるものであります。

なお、施行期日は平成4年11月1日であります。

なお、詳細な内容につきましては、生活課長より説明させていただきます。

生活課長 それでは、議案第51号から、説明させていただきます。

議案第51号、「公の設備の区域外設置に関する協議について」ですが、内容は副町長が説明したとおりですが、別にお配りしました資料に沿って説明させていただきますと思います。

こちらの路線図を見ていただきたいと思います。変更のある東栄町地内の路線図を拡大してあります。田口を出発したバスは、「月」、「三沢」を經由しまして、今回バス停の名称変更予定の、「中設楽ファミリーマート東」、「戦橋北」を經由しまして、「とうえい温泉前」まで行き、それから折り返しまして、次に「東栄小学校前」に行きまして、今回バス停を増設予定の、「東栄診療所前」で折り返しまして、「二タ田」を經由し、名称変更予定の「豊川信用金庫東栄支店前」を經由しまして、「本郷」までの経路でございます。

今回は、「東栄診療所前」停留所という施設を設楽町外に設置したいので、東栄町と協議するために議決を求めるものであります。

続きまして、議案第52号、「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」ですが、こちらも内容は副町長が説明したとおりです。

16ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、新旧対照表で説明させていただきます。右側の、改正前で、表の東栄設楽線の項の運行距離の欄で、運行距離が21.6キロメートルを、左側の改正後ですが、運行距離を21.8キロメー

ルに改める改正でございます。これは、「東栄小学校前」バス停の次に往復で200メートルの距離に「東栄診療所」バス停を設置し、運行するために改正するものでございます。

続きまして、議案第53号、「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例」ですが、こちらも内容は副町長が説明したとおりです。

16ページを御覧いただきたいと思います。こちらも新旧対照表でございます。右側が改正前で変更箇所にアンダーラインがしてあります。

まず、バス停の名称ですが、「中設楽」が「中設楽ファミリーマート東」に変更。それから、「柿野口」と「柿野」を削除。「戦橋」が「戦橋北」に変更。それから、「東栄診療所前」を追加。それから、「小野」を削除。それから、「万場」を「豊川信用金庫東栄支店前」に変更でございます。

続きまして、料金改定ですが、設楽町地内は今まで通りの料金ですが、東栄町地内では、今までは1乗車100円だったのが、200円の改定となります。ですので、設楽町から東栄町へ行く場合は、設楽町の料金に東栄町の料金を加算した料金となり、この表にあるような料金となります。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第51号の質疑を行います。質疑はございませんか。

4原田 議案52号で質問すべきことかもしれませんけれども、200メートル延びるといふことなのですけれども、それによって時刻表の変更はあるのか、あればいつ皆さんに通知するのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

生活課長 時刻表の変更はございますが、数分程度の変更になります。周知でございますが、まだ具体的な周知方法、すぐに、いつだとは決めておりませんので申し訳ないのですが、改正の11月までに間に合うように、できれば10月に入りましたら周知のほうもしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 52 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

7 金田(文) 確認ですが、先ほど、課長さんの説明では、16 ページを参照するよう  
と言われまして、停留所の名称のことについて述べられましたが、16 ページの新  
旧対照表には、停留所の名称が書かれていなかったのですが、条例はそのことが  
書かれるという意味ですか。停留所が増えたり、名前が変わったりというのは、  
その前の路線図の拡大したもので説明いただいたときに承知しましたが、条例の  
16 ページを参照と言われたので確認したいと思います。

生活課長 わかりにくい説明で申し訳ございません。議案 51、52、53 を一括で説明  
していただきました中に、52 は、運行距離の説明だけでございます。今言われま  
した名称につきましては、51 で路線図を見ながら説明をさせていただきましたの  
と、53 の 19 ページを見ていただいた中の、三角表の中の名称を変更したとい  
うことで御説明させていただいたつもりでございます。わかりにくくて申し訳ご  
ざいせん。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 52 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案の  
とおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 53 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案の  
とおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 11、議案第 54 号「設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 54 号「設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について」を説明しますので、20 ページを御覧ください。

本条例の設置につきましては、「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定に基づきまして、別紙のとおり提出するものであります。

設置理由につきましては、今年度策定した設楽町教育振興基本計画——計画期間、令和 4 年度～令和 8 年度において、令和 6 年 3 月末で田峯小学校を廃校とし、令和 6 年 4 月に田口小学校に編入統合する事が決まりました。このことで、清嶺地区の小学校は清嶺小学校 1 校となるため、清嶺地区での小学校統合の検討は不要となりますので、清嶺地区に限定した、設楽町小学校統合問題検討委員会設置に関する条例を廃止します。そして、今後も児童数の更なる減少が推計されるため、学校規模の適正化を継続して推進していくことが必要となりますので、改めて町内全域を対象とした本条例を設置するものであります。

また、この条例の施行日は「公布の日」として施行するものであります。

なお、詳細の説明につきましては、教育課長より説明させていただきます。

教育課長 それでは、説明させていただきます。

今、副町長のほうから説明いただいたとおりなのですが、先月の議会全員協議会におきまして、「設楽町教育振興基本計画」の説明をさせていただいております。改めて言うまでもないですが、令和 6 年 4 月から新たに 1 中 4 小という形でスタートするというところであります。

この決定に至りましては、再三お伝えしているところなのですが、地区の住民の皆さん、保護者の方も含めてですけれども、そういったいくつかの説明会を地区ごとに何度もやらせていただきました。アンケートやパブリックコメントも含めて、本当に数多くの御意見・御要望等をいただいております。

関係各位に真摯に取り組んでいただいたことに感謝しつつ、それぞれを深く考察しながら方向性を固めてまいりました。

現在は、その実施に向けた準備・手続きなどについて各学校とか県教育委員会等と連携しながら具体的な作業にかかっているところであります。

当然ながらですが、1 中 4 小が規模適正化検討のゴールではなく、その先を見据えた議論・検討が必要であることは言うまでもないところであります。町としましては、児童生徒数の今後も減少していくという推計を踏まえまして、令和 6 年 4 月の統廃合をただ待つことなく、継続的に学校規模の適正化に向けた検討に取り組んでいくべきであるとの考えから、今回の条例を提案させていただくものであります。

1 枚めくっていただきました 21 ページに条例の形を載せさせていただきます。



ります。一言一句の説明は省かせていただきますけれども、設置、所掌事務、組織、任期、委任というような形でありまして、第2条にありますように、「小学校の学校規模適正化の推進に関する事項について調査及び審議する」それから、第3条にありますように、「委員10名以内で組織し、町長が委嘱する」というような形の条例を考えているというところでもあります。

なお、これに合わせまして、清嶺地区小学校の検討に限られておりました「設楽町小学校統合問題検討委員会設置に関する条例」については廃止とさせていただきたいと思えます。今回、今説明しておりますこの条例は、児童数の減少を踏まえた、清嶺小も含む全小学校の適正規模についての検討を今後も円滑に行っていくための条例でありますので、ということでもあります。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第54号の質疑を行います。質疑はありますか。

11 加藤 「設楽町小学校統合問題検討委員会設置に関する条例」を、これで廃止するというので、どんな条例で、どんなことを話し合ってきたのかということをやっと調べてみました。たしかにこれは、もう既に機能していないのかなと捉えましたが、今回の総合教育案策定の折に、この条例がありながら機能していなくて、新しいものを作ったから廃止をするという手順は何か違和感を感じるのですが。本来、清嶺地区はこういうふうにやりますよという話がある中で、学校規模適正化の話が進んでいたことに若干違和感を感じるというか。その辺をちょっと説明をしていただければと思えますが。

教育長 今、議員がおっしゃったとおり、地区の方からそういう投げかけがありました。その条例が設楽町と津具村が合併した後も残っていた経緯というのが、まだ田峯小と清嶺小が残っていたので、その後2校について検討をしていくということで条例を残したようです。ですが、実際にはそういった適正配置の関係の検討をずっとしてきませんでした。それは本当に反省するところではありますが、今になって、ぎりぎりになって児童数が少なくなってしまったので、そういった議論になったわけで、本来その条例を有効に活用してという厳しい御意見はいただいていたのですが、今回、先ほど副町長や課長が申し上げたとおり、こういうふうに決まったものですから、今後のことを見据えてこちらの条例に変えて引き続き検討をしていくということで。次に、近いうちにまた地区のほうに行つて教育行政関係の説明もする予定でありますので、そういった折にきちんと地域のほうにはその推移については説明をしたいと思っております。

11 加藤 本来行政は、法律、条例に沿って様々な施策を施行していくという点では、若干逆になっているというイメージが払拭できないところですが、ぜひ、反省に基づいてまた新たに適正化推進委員会を充実したものにさせていただければと思えますが、この委員については公募されますか。

教育長 それにつきましては、今のところ、公募にするのか、こちらのほうで推薦していくのかということは、まだ決めてはおりません。今後検討していきますし、この条例を活用するのは、今直ちにすぐこれを設置して検討していくのではなくて、今まで教育委員会をやってきた手法のとおり、まずは、地区に下りてお話をきいて、その中でそういった統廃合の関係の別の気運が高まってきた段階で、この条例に基づいた組織を設置して検討をしていきたいと考えております。

議長 ほかにございませんか。

1 原田(純) この……

議長 起立で。

1 原田(純) 第2条のところに、「小学校の学校規模適正化の推進に関する事項について」というふうに書いてありまして、その「適正化の推進」という、この「推進」というところ見ますと、もう、統合に向かっていくという、1つの道筋なのかなというふうに取り取るのですが、そこはいかがでしょうか。

教育長 そういうふうにとられてしまうかもしれませんが、この「推進」というのは、学校規模の適正化についてなので、例えばなのですけれども、地域おこしなどによって、人口、子どもの数が増えるという場合もあり得ますので、そういった場合とかもあるので、これで統合を進めていくという意味の「推進」ではありません。

10 田中 先ほど、教育課長の答弁では、1中4小がゴールではないと。つまり、次のゴールがあるような印象を与えられましたけれども、今、教育長の答弁を聞くと、1中1小とか、1中2小とか3小というところの統合を目指すものではないと聞こえました。であるならば、適正化の「推進」ではなくて、「適正化の検討委員会」が妥当だと思うのですが、その辺についての考えはどうでしょうか。

教育長 先ほども言ったのですが、「推進」というと、そういうふうにとられがちだと思うのですが、適正化というのは、今ある、今度1中4小になるわけなのですが、この学校の規模が本当にいいのかどうか、保護者が望む学校の規模なのかどうかということを検討することを推進するためということなので、この言葉を使わせていただいております。

10 田中 委員会やりますけれども、1中4小から更に先へ目指すのだと。つまり、かなり爆走するというか、独走するというか、そっちのほうを教育長の頭の中にはあるのじゃないかなと。町長の頭の中にもあるかもしれない。あまり、拙速にならないようお願いしたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第54号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 54 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 12、議案第 55 号「設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案 55 号「設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、22 ページを御覧ください。

本条例の改正につきましては、「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、今年度策定した設楽町教育振興基本計画において、令和 6 年 3 月末で田峯小学校と津具中学校を廃校とし、令和 6 年 4 月に田峯小学校は田口小学校に、津具中学校は設楽中学校に編入統合する事となりました。このことにより、町内の小中学校が 2 中 5 小から、1 中——設楽中学校、4 小——田口小学校、清嶺小学校、名倉小学校、津具小学校となるため、設楽町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

また、この条例の施行日は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 55 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 55 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 55 号を文教厚生委員会に付託します。

---

議長 日程第 13、議案第 56 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 56 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、25 ページを御覧ください。

本条例改正につきましては、「地方自治法」第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、令和 3 年 8 月 10 日に人事院が行った、「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかになっております。しかし、国家公務員に係る「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、2 つの項目——1 つは、「妊娠、出産、育児に係る休暇の新設、有給化」と、2 つ目、「非

常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等」の2つですが、この内容は国に準じて町も施行しております。

4つの項目である、1つ目、「育児休業の取得回数制限の緩和」。2つ目、「育児参加のための休暇の対象期間の拡大」と、3つ目、「非常勤職員の子の出産後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和」と、4つ目、「非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」の4つの内容については、国家公務員については未施行の措置として、令和4年10月1日から施行されることとなりました。

地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められていますので、今回、条例の一部を改正するものであります。

また、この条例の施行日は、令和4年10月1日から施行するものであります。なお、改正内容の詳しい説明につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、育児休業、育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようにするため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が施行され、これに併せて「設楽町職員の育児休業等に関する条例」を一部改正——今回提出させていただいておりますが、するとともに、いくつかの規則も併せて改正することになります。これは、全国的に同様の改正が行われます。

規則としては、「設楽町職員の育児休業等に関する規則」、それから、「設楽町職員の給料の支給等に関する規則」それから、「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」これら、3つが併せて改正を予定しております。

この条例、非常に読みにくい条例になっております。これらの、今言った規則も含めて、改正した後の制度概要について、お手元のほうにパンフレットとして配布をさせていただきました。ちょっと御覧いただきたいと思いますが、こちらのパンフレットは人事院が出しているものになります。内容的には町もこれに準ずるという内容になります。パンフレット2枚ありまして、右側上部、ちょっと色がかぶっていますけど、「常勤職員向け」——人事院という枠の隣です。に「常勤職員向け」というものと、2枚目のほうは、「非常勤職員向け」となっております。御参考に御覧いただきたいと思います。

ちなみに、1枚目の「常勤職員向け」のほうを御覧いただきますと、大雑把に内容的なところを申し上げますと、オレンジ色の枠が1枚目に上と下がありますけれども、まず、上の枠のほう、これは、改正の内容が今まで原則1回、子どもが3歳の誕生日の前日までに原則1回であったものが2回に分けて取れるという内容の改正になります。それから、それとは別に産後のパパ育休という形で、出生日から57日間以内に2回育休が取れる内容になります。が、まず1点。

2番目のオレンジの枠を見ていただきますと、今まで請求期限が1か月前までにしなければならないというのが、2週間前までということで緩和がされるという内容であります。

それから、めくっていただきまして、1個上のほうにオレンジの枠があります。こちらは、育児参加のための休暇ということで、5日が認められております。その5日が、今までは出産後8週間の間で5日という規定であったのを、出産日以降1年の間で、日数は変わりません。5日ということで、取りやすくというか、取るタイミングが緩和されるという内容になっております。

概要としては、そういう内容ですけれども、本当に読みにくい内容であります。条文のほうで若干説明させていただきます。

新旧対照表30ページを御覧ください。まず、第2条の第3号アです。非常勤職員の育児休業取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない、との要件について、この出産後8週間以内に育児休業をする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」に緩和するという内容のものであります。

2条3号イの改正は、表記の変更でありまして、内容的は変わっておりません。

2条の3第3号及び2条の4の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関するものでありまして、1点は、2条の3第3号は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月に到達日とする条件になっておりますけれども、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正となっております。

もう1点、2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、2条の3第3号の改正と同様に、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正になっております。

第3条5号を削る改正、それから8号の改正であります。再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関しまして、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除しておくことと、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関しまして、任期を定めて採用された職員について、任期の更新があった場合という既定を整備するものであります。

それから、第3条の2は、3歳までの2回の育休のカウントに、産後のパパ育休はカウントしないことを定めておりまして、その期間についても生後8週間、57日と定めております。

第10条の規定は、「育児休業等計画書」の名称を「育児短時間勤務計画書」に改めております。

以上が改正内容のポイントになりますけれども、本当に今回の改正内容は、新旧対照表を御覧になっても非常に分かりにくい状況でありますけれども、全国的な改正ということで、解説書なども参考にしながら今後適正な運用に努めてまいります。

以上よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 56 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 56 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 56 号を総務建設委員会に付託をいたします。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10 時 35 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前 10 時 35 分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 57 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の……訂正します。

日程第 14、議案第 57 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」から日程第 19、議案第 62 号「令和 4 年度津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までの 6 議案を一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 57 号「一般会計補正予算（第 3 号）」から議案第 62 号「津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までを、一括で説明させていただきます。

最初に、議案第 57 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」について説明しますので、36 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,885 万 5 千円を追加し、予算総額を 62 億 5,217 万 6 千円とするものであります。

第 2 条の「地方債の補正」につきましても、39 ページを御覧ください。39 ページの第 2 表「地方債補正」に記載する過疎対策事業債に係る、田峯城整備事業については、歳出の 6 款商工費で説明をしますが、見直しの結果、起債をやめて、森林環境譲与税の充当に切り替えたものであります。

また、「臨時財政対策債」は、本年度の額の確定に基づき、起債限度額を 3,150 万 8,000 円とし、3,968 万 9,000 円の減額であります。

今回の補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として 5 回目のワクチン接種に備えた予防費の補正 1,900 万円ほどを始めとして、町道や広域農道の冬に向けた維持管理費と、現在施工中の工事の追加等の工事請負費——4,002 万 4,000 円ですが、引き続き町内消費を活性化するためのプレミアム商品券の販売関係の費用 1,242 万 9,000 円、木材利用の促進等、森林環境譲与税を有効に活用するため、観光施設や道の駅備品等の関連の補正 1,493 万 3,000 円などのほか、特別会計繰出金 97 万 7,000 円が主な補正内容であります。

なお、今後は例年同様、人事院からの給与改定勧告に基づいて、臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に係る補正予算を上程させていただきますので、御承知置きいただきたいと思います。

それでは、歳出より説明しますので、52、53 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 3 目「電子計算費」は、申請管理システム導入委託事業費予算は 1,922 万 8,000 円でしたが、国庫補助の、補助裏 2 分の 1 が地方創生臨時交付金での充当が可能となったため財源更正するものであります。

4 目「自治振興費」は、議員報酬改正審議に伴う、設楽町特別職報酬審議会に係る、報酬、旅費の補正であります。

18 節、負担金補助交付金の補助金 50 万円は、太田口集会場の床の改修費の一部を、田口財産区より補助するものであります。

また、交付金 104 万円は、田口公共下水道接続に係る費用の当該行政区への補助を契機として、田口地域振興事業交付金として、田口財産区の関係行政区 11 区全区に対して一部の地域に偏らないように田口財産区の規定に基づき交付するための補正であります。

5 目「企画費」の 12 節、委託料 695 万 3,000 円は、WR C 開催に向け、観戦場所の設営及び運営が関係自治体に委ねられたことによる補正であります。

18 節、負担金補助交付金の補助金 90 万円は、木質バイオマスストーブ等設置購入費補助金が、今年度申請者が多く、既に 5 件の申請があり、今後の申請を見込み増額補正するものであります。

2 項 2 目「賦課徴収費」12 節委託料 156 万 2,000 円は、住民情報システム改修委託として、全国場所を選ばずシステム上で納税できる「地方税共通納税システム」の対象税目が追加されたことに伴い、システム改修を行うものであります。

54、55 ページを御覧ください。

7 項 2 目「公共交通費」、27 繰出金については、町営バス特別会計で説明させていただきます。

3 款民生費 1 項 1 目「社会福祉総務費」の補正については、避難行動要支援者の有事に備え、個別避難計画を作成し、活用するものです。作成依頼先は、社会福祉協議会と愛厚ホームのケアマネで、社会福祉協議会には報償費として、愛厚ホームには委託料として補正するものであります。

2 目「障害者福祉費」、19 節扶助費 134 万 8,000 円は、障害のある未就学児が、児童発達支援事業所等で療育や生活の自立支援を受ける事に対する支援です。対象児童は 1 名で、4 分の 3 は国県で補助されます。

9 目「新型コロナウイルス感染症対策費」、18 節負担金補助交付金の 190 万円は、社会福祉施設等支援交付金として、物価高騰の影響を受けた町内の社会福祉施設及び医療施設の維持経費のうち、光熱水費、原材料費等について支援するものであります。財源は全額臨時交付金です。

2 項 1 目「児童福祉総務費」、22 節償還金等の 80 万 3,000 円は、昨年度の非課

税世帯臨時交付金事業について精算し、還付するものであります。

56、57 ページを御覧ください。

2 目「保育園費」、18 節負担金補助交付金 115 万 6,000 円は、田口宝保育園に対して、保育士等処遇改善臨時特例交付金として交付するものです。なお、全額補助を受けて実施するものであります。

4 款衛生費、1 項 1 目「保健衛生総務費」、10 節需用費 112 万 2,000 円は、したら保健福祉センターの建物の雨漏りがひどくなったため修繕するための補正であります。

2 目「予防費」のうち、10 節需用費の一部と 22 節償還金等を除く、その他の補正理由は、新型コロナウイルスワクチン 5 回目接種に備えた予算計上であります。

説明資料は 56 ページから、59 ページにまたがっております。

そして、10 節需用費の中の、修繕費、空調設備修繕 151 万 8,000 円は、ワクチン保管場所である消毒室の空調を流用で緊急修繕したために補正するものであります。

22 節償還金等 389 万 4,000 円は、令和 2 年度からの繰越で実施したワクチン接種について、医療機関での個別接種を見込んでいたものが、集団接種対応となったため、その部分のワクチン接種対策国庫負担金の返還金であります。

58、59 ページを御覧ください。

3 目「津具診療所費」、27 繰出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

4 目「環境衛生費」、12 委託料、12 万 1,000 円は、町有地内の蜂の駆除を専門業者に委託を行うため補正であります。

60、61 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項 1 目「農業委員会費」は、農地利用状況調査の円滑化、遊休農地の解消法の検討、農地利用の最適化を目的に、タブレット端末の導入が進められており、令和 4 年度への繰越としていたタブレット端末の補助に県より 4 台分の追加があったため、関連予算、端末の備品購入費、防水ケース等の需用費等を補正するものであります。

2 目「農業振興費」、10 節需用費 22 万円は、特産物振興センターのブラインド修繕費が、物価高騰で材料費が値上がりしたために補正するものであります。

11 節役務費 70 万円は、特産物振興センターと田口トレーニングセンターの汚水処理を、今年度、公共下水道施設に接続するため、既存浄化槽の清掃、汚泥引き抜き手数料の補正であります。

18 節負担金補助交付金のうち、負担金は、今説明した、特産物振興センターと田口トレーニングセンターの公共下水道の加入分担金あります。

補助金は、コロナ禍で経営努力では避けられない減収があり、農業経営に支障を来すことを防ぐため、愛知県農業共済組合が取り扱う収入保険を啓発し、新規や既存の加入者の保険料を補填する支援を行います。補助は保険料の 2 分の 1、



上限 10 万円とし、青色申告者が対象であります。補助金の財源は全額、臨時交付金です。

3 目「農地費」、10 節需用費 602 万 3,000 円と、13 節使用料賃借料 752 万 4,000 円は、冬に向けた対策として、広域農道の融雪剤の購入費と、重機による除雪費の補正であります。

62、63 ページを御覧ください。

2 項 2 目「林業振興費」、10 節需用費 55 万円は、田口高校開発の杉の葉石鹸を配布啓発する補正であります。財源は森林環境譲与税であります。

24 節積立金 1,132 万 4,000 円の減額は、森林環境譲与税を当初予算では森づくり基金への積立てを予定しておりましたが、今回の補正で関係事業費を増額要求しましたので、この財源を森林環境譲与税としたことに伴い、積立てを取り下げる補正であります。

6 款商工費、1 項 1 目「商工総務費」は、10 節需用費 44 万 9,000 円と、12 節委託料 1,198 万円は、いずれもプレミアム商品券 1 万冊を販売するために係る予算の補正です。財源は臨時交付金です。

4 目「観光施設管理費」12 節委託料 165 万円は、裏谷に計画しているビジターセンター建設構想について、設楽ダム建設工期の延長に伴い、目的や方向性を再度検証するため、アドバイザー委託を行い、見直しを行うものであります。

14 節工事請負費 771 万 5,000 円は、田峯城遊歩道等整備改修工事の工事内容を見直し、擬木での施行を、設楽町産材を活用して馬防柵や手すりを更新する工事とし、起債等を取りやめ、全額森林環境譲与税で行う事に切り替えたものです。

5 目「道の駅管理費」、10 節需用費 132 万円は、つぐグリーンパークエリア内の 2 か所の浄化槽に不具合が生じ修繕が必要なため補正するものであります。

17 節備品購入費 595 万 8 千円は、アグリステーションなぐらのテーブル等の備品について、改築検討時は既存の物を再利用する予定でしたが、経年劣化により安全性が弱いため、取替えが必要な物が多い事が判明したため、備品は木材を使用した製品とし、財源は森林環境譲与税を活用して補正するものであります。

64、65 ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項 2 目「道路維持費」、10 節需用費 1,600 万円は、町内で町道の道路損傷が増加しており、大きな災害とならないか町民からも心配、要望を受けているため、路面修繕、路側修繕等、8 か所について大きな損傷とならない前に修繕するための補正であります。

14 節工事請負費 3,000 万円は、町道 3 路線、町道田内折立線、町道栗島田峯海老線、町道上原根ノ後線の道路維持修繕費の補正であります。町道田内折立線は、経年劣化及び大雨による崩壊等で工事規模の増加が生じたため、事業費を増額して施工するものであります。また、町道上原根ノ後線は、上下水道工事施工で当該路線の路側が不安定であることが判明したため、早急な対策工事が必要なことが

分かり、補正要求するものであります。町道栗島田峯海老線は、地質の状況が悪く、施工方法の再検討を行った結果、事業量が増加した事による補正であります。

3目「道路改築費」、14節工事請負費 250万円は、町道笹平奴田小松線について、令和4年度への繰越しで施工していますが、工事年度間の調整に伴い、水路の切り回し等に事業費の増額が生じ補正をするものであります。

4項1目「住宅費」、18節負担金補助交付金 100万円は、特定空家解体費補助金について、当初予算では1件を予定していましたが、2件の追加が発生したため補正するものであります。なお、4分の3は国県からの補助を受けられるものであります。

9款教育費、3項1目「中学校管理費」、14節工事請負費 375万1,000円は、2件の工事はいづれも、現在、町内の小学校に在籍する、重度心身障害児1名が、令和5年度より設楽中学校への入学を希望しているため、この生徒を受け入れる環境を整えるために、設楽中学校特別支援教室として改修工事を行うための補正であります。

66、67ページを御覧ください。

4項5目「町民図書館費」、17節備品購入費 20万円は、旧津具村出身の河原万知子様より、津具グリーンプラザ図書館の図書購入費として、寄附を頂きました。町としましては、河原様の気持ちに寄り添い、津具グリーンプラザ図書館に河原文庫スペースを設置し、今年度から令和8年度までの5年間、毎年、図書を購入させていただき、町民の皆様に提供したいため補正するものであります。

歳出補正額総額は、1億2,885万5,000円であります。

続きまして、歳入の補正予算の説明をしますので、44、45ページを御覧ください。

2款地方譲与税、3項1目「森林環境譲与税」、1節森林環境譲与税 1,677万9,000円は、当初予算では増額分を反映せずに、前年度同額としていましたが、国側の計画で段階的に増額していくため増額補正するものであります。

11款地方交付税、1項1目「地方交付税」、1節地方交付税 2,310万3,000円は、普通交付税は、本年度の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正するものであります。

15款国庫支出金、1項1目「民生費国庫負担金」、1節障害者福祉費負担金 67万4,000円は、歳出補正における民生費、障害者福祉費で説明した費用を、障害者自立支援給付費として、国が2分の1、県が4分の1負担をするものであります。

2目「衛生費国庫負担金」、1節予防費負担金 735万円は、5回目の新型コロナワクチン接種に係る費用を、国が補助するものであります。

2項2目「民生費国庫補助金」、2節新型コロナウイルス感染症対策費補助金 2,644万3,000円は、国からの交付を受け、歳出で説明した、総務管理費の申請管理システム導入委託費用、社会福祉費の社会福祉施設等交付金の費用、農業費

の農業経営収入保険加入推進事業補助金の費用、プレミアム商品券に係る費用に充当するものであります。

46、47 ページを御覧ください。

3目「衛生費国庫補助金」、1節予防費補助金804万8,000円は、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を、国が補助するものです。

4目「土木費国庫補助金」、3節住宅費補助金50万円は、特定空家解体について、2件の追加が発生したため、国が2分の1、県が4分の1の補助をするものの補正であります。

16款県支出金、1項2目「民生費負担金」、2節障害者福祉費負担金33万7,000円は、歳出補正における民生費、障害者福祉費で説明した費用を、障害者自立支援給付費として、国が2分の1、県が4分の1の負担をするものあります。

4目「農林水産業費県補助金」、1節農業委員会費補助金24万7,000円は、歳出で説明した、農業委員会が使用するタブレット購入に対する県からの補助です。歳出補正額は12万4,000円ですが、歳入については繰越分も含めての金額であります。

5目「商工費県補助金」、1節観光施設費補助金345万4,000円の減額は、歳出で説明した観光施設の整備について、財源を森林環境譲与税に更生するため補正であります。

6目「土木費県補助金」、1節住宅費補助金25万円は、特定空家解体について、2件の追加が発生したために補正するものであります。

48、49 ページを御覧ください。

18款寄付金、1項1目「一般寄附金」、100万円は、歳出で説明した、旧津具村出身の河原様から寄附を受けたものであります。

19款繰入金、1項1目「特別会計繰入金」、1節田口財産区特別会計繰入金154万円は、歳出で説明したとおり、田口財産区より太田口集会場改修工事費の補助と、田口地域振興事業交付金として、関係行政区11区全区に対して、田口財産区の規定に基づき交付するための補正であります。

2項2目「財政調整基金繰入金」1節財政調整基金繰入金2,955万5,000円は、普通交付税の増額2,310万3,000円等に伴い、財政調整基金に繰り入れる補正であります。

4目「森づくり基金繰入金」、1節森づくり基金繰入金116万5,000円は、今回の補正により、単年度の森林環境譲与税額以上の事業費を要求するため、基金を取り崩し財源に充当するものであります。

20款繰越金、1項1目「繰越金」、1節繰越金5,551万9,000円は、純繰越金は、前年度決算額の確定に伴い、繰越明許費繰越額8,325万4,000円を除く実質収支額1億2,051万9,000円と、当初予算額との差額を増額補正するものであります。

50、51 ページを御覧ください。

21 款諸収入、4 項 4 目「雑入」、114 万 9,000 円は、歳出で説明したとおり、WRC 開催に向け、観戦場所の設営及び運営が関係自治体に委ねられたことにより、観戦料を収入とする補正であります。

16 節予防費収入 18 万 3,000 円は、町外在住者の町内での新型コロナワクチン接種について、基準の定額に基づく接種費を接種者の住所市町村からの支払を受けるための補正であります。

22 款町債、2 項 3 目「商工債」、1 節商工債 300 万円の減額は、田峯城の観光施設整備における財源を、起債から森林環境譲与税に切り替えるための補正です。

5 項 1 目「臨時財政対策債」、3,968 万 9,000 円の減額は、国による発行可能額が確定したため、当初予算額との差額を減額補正するものであります。

歳入補正額は 1 億 2,885 万 5,000 円であります。

続いて、議案第 58 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について説明しますので 72 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 204 万 9,000 円を追加し、予算総額を 5 億 1,416 万 6,000 円とするものであります。

それでは、歳出より説明しますので、81、82 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目「一般管理費」、12 節委託料 16 万 5,000 円は、令和 4 年度から始まった未就学児に係る均等割保険料について、その保険料を公費により軽減するため、負担金申請に伴い、国庫補助金申請用システムを改修するものであります。

2 款保険給付費、1 項 3 目「一般被保険者療養費」、18 節負担金補助交付金 168 万 4,000 円は、高額の海外療養費が発生したため療養費を補正するものであります。

5 項 1 目「葬祭費」、19 節扶助費 20 万円は、例年より国民健康保険加入者の死亡が多く、葬祭費の申請が増えているため増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明をしますので、46、47 ページをお開きください。

5 款県支出金、1 項 1 目「保険給付費等交付金」、1 節普通交付金 184 万 9,000 円は、歳出で説明した総務管理費の委託料及び療養諸費の負担金に係る経費全額を交付金として受けるものであります。

6 款繰入金、2 項 1 目「基金繰入金」、1 節基金繰入金 20 万円は、歳出で説明した葬祭費の財源調整とするための補正であります。

続いて、議案第 59 号「令和 4 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、83 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 50 万円を追加し、予算総額を 4,199 万 8,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、92、93 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 2 目「町営バス路線運行費」、10 節需用費 50 万円は、今年度は経年劣化による町営バス車両の修繕が多く発生しているため、一般修繕費を増

額補正するものです。

続いて、歳入について説明しますので、60、61 ページを御覧ください。

5 款繰入金、1 項 1 目「一般会計繰入金」、50 万円は、歳出で説明した修繕費の財源調整とするための補正であります。

議案第 60 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、194 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 47 万 7,000 円を追加し、総額を 8,387 万円とするものであります。

(発言する者あり)

副町長 すみません、ページが間違っていました。すみません、私の資料のページが間違っていましたので、失礼しました。つぐ診療所から修正をさせていただきます。

歳出の 103、104 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目「一般管理費」、10 節需用費 47 万 7,000 円は、自家発電設備の不具合による修繕費と消火器の取替えを行うため増額補正するものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、101、102 ページを御覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目「一般会計繰入金」、1 節一般会計繰入金 47 万 7,000 円は、歳出で説明した修繕費の財源として補正するものであります。

続いて、議案第 61 号「令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、105 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 322 万円を追加し、総額を 1,284 万 7,000 円とするものであります。

歳出の説明をしますので、114、115 ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目「一般管理費」18 節負担金補助交付金 94 万円の減額は、当初予算計上していた財産区からの補助を更正し、一般会計からの補助とするための補正であります。

2 款諸支出金、1 項 1 目「積立金」、24 節積立金 262 万円は、決算による実質収支額の確定による積立金 337 万円より、一般会計の歳出で説明した太田口集会場修繕補助、及び、田口財産区地域振興事業交付金等の歳出調整により、積立金 262 万円を計上するものあります。

2 項 1 目「一般会計繰出金」、27 節繰出金 154 万円は、一般会計の歳出で説明した太田口集会場修繕補助、及び、田口財産区地域振興事業交付金を実施する財源として、一般会計に繰り出すものであります。

歳入につきましては、112、113 ページを御覧ください。

4 款繰越金、1 項 1 目「繰越金」、1 節繰越金 322 万円は、決算による実質収支額の確定により、補正を行うものであります。

続いて、議案第 62 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1

号)」について説明しますので、116 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 136 万 7,000 円を追加し、予算総額を 588 万 6,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、125、126 ページを御覧ください。

2 款財産区事業費、1 項 1 目「財産区事業費」、24 節積立金 136 万 7,000 円は、令和 3 年度決算による実質収支額の確定により、補正前の予算と調整し、積立金 136 万 7,000 円を基金へ積み立てる補正であります。

歳入について説明しますので、123、124 ページを御覧ください。

3 款繰越金、1 項 1 目「繰越金」、1 節財産区繰越金 70 万 8,000 円、及び、2 目「田原分収育林事業繰越金」65 万 9,000 円は、いずれも、決算による実質収支額の確定により、繰越金の確定に伴う補正であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 57 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 七原 63 ページ、6 款商工費の観光施設管理費の中のきららの森構想アドバイザー委託というところ、私、前回一般質問で、ここの構想については採算性も含めてですけれども、きちんとした理由付けが役場のほうで無い限りは、なかなかこうした事業を進めるのは難しいのではないかとということ質問させていただきました。今回こういった予算が組まれているということは、町のほうとして、きららの森というものをどういう場所にしたいのだ、なぜ設楽町がこういったことをやるのだという基本的な構想自体が出来上がっているという認識でよろしいのでしょうか。

産業課長 七原議員が申しましたとおり、採算性等のことを視野に入れまして、いろいろな方向性を検討していくためには、こういった民間等も考えた運営ができるかどうかといった、そういった考え方も入れて、この委託を通じて進むべき方向を検討したいという意味での委託になっております。

3 七原 委員会で質問するチャンスがないので今聞いてしまうのですけれども、例えばきららの森という構想というものが、ダム建設という環境破壊の最たるものを受け入れた町として、こういった、きららの森を使って自然の大切さを啓蒙していくということが設楽町の責務としてあるのだ、とか、そうした根本があれば、ではそういうことに対して具体的にどういうことをしようということを考えてくれ、と委託をする分にはいいんですけど、そういった元になるものが何もなくて、とにかく構想があるから、なんとか理由付けをつけてよなんていうことだと、これは、本末転倒、言語道断ということになってしまふかなと思うのです。

町長にお伺いしたいのですけれども、その辺り、そういった、町としてきららの森という所を、ビジョンという言い方もありますけれども、この森を通じてどういうことを設楽町として訴えていきたいのか、そういうことをちょっと教えて

いただければと思います。

町長 以前、一般質問でいただいたときに答弁をさせていただいたのですが、当初の目的としては、訪れていただく方が少し休めたりということで計画を、もちろん自然を觀賞していただいたり、設楽町の良さをわかっていただくというところが当初の計画にあって、それが変わっているというわけではありませんが、御質問の折に採算性がないという、あまり採算性のことを考慮していないということがありましたので、一度立ち止まって考えたいということをお願いしたつもりであります。その中で、時代がものすごく変わってきましたので、民間の皆さんの考え方を取り入れたときに、採算性の面でも少し——行政がやることですので、採算性だけを考えているわけではありません、お金を使ってでも、私は人の流れを町内に作りたいたいと思っておりますので、そういったことに役立つのであれば、お金を使ってでもやっていきたいという思いはもっておりますが、そういった面で民間の考え方を取り入れたときに、ただただ休憩する所を作るとかということではなくて、そういった可能性があるのかということ調べて欲しいということで、この委託をかけたところでもあります。結果を踏まえてですが、私の中に、やらないという思いはあまりありませんが、最終的に採算性もなく、人の流れもできないとなったときには、やめるという選択肢も持っているということとはたしかであります。持ってはおりますが、そうではなくて、民間の考え方を取り入れた中でなんとかやれる道を探っていきたいというところでもあります。

議長 ほかにございませんか。

4 原田 57 ページの、保育士等の処遇改善の臨時交付金の話です。これ、宝保育園に出していただけたということで、大変良いことだと理解をしますのでけれども、町の職員は給料のあれがあるのでだめだよと、たしか、3月のときに総務課長が説明をしていたと理解するのですけれども。で、交付金を出していただくのはいいのですけれども、どういう形で処遇が改善されているのか、宝保育園の職員が給料が上がっているとか、その辺のことを見極める手立てというのは、どういうふうに考えているのでしょうか。

町民課長 今回の処遇改善の交付金の交付にあたって、以前から田口宝保育園と公立保育園との給与格差というものがありました。部分的には、新人で入った場合ですと給与が町よりも高く設定されていて、年数を重ねていくとそれが徐々に逆転して、ベテラン保育士さんは町より低い水準で給与設定がされていたという現実がありました。町内で同じ保育をやる上で給与格差の改正ができないかということ常々考えているところでこの処遇改善の交付金がありましたので、これに合わせて田口宝保育園のほうと協議をしまして、給与を町の給与に合わせるできないかということで、この4月から町と同じレベルに合わせたということを行っていただいております。

それで、今回改善がどういうふうにしたかの検証は、まだ今現在してはおりませんが、今回この処遇改善にあたって給与改定をやってもらったわけですが、

町の給与に合わせてそれに更に処遇改善をすると、今度は田口宝が町よりも給与水準が上がってしまいますので、この改善も含めて町の水準に合わせるという形をとりましたので、今現在、同じ経験年数で学歴も一緒という保育士がいるのであれば、同じ給与で行っております。検証はこれからになります。

以上です。

7 金田(文) 今、直幸さんが質問されたことと同じことを聞きたいと思っていましたが、今お答えを聞きましたので、ちょっと。この処遇改善の中に調理員が含まれていなかったですね、たしか。調理員もやはり格差があるので、一度調べていただきたいなということを要望させていただきます。

町民課長 一度調理員のほうも調べさせていただきますと思います。

10 田中 一般会計補正予算の65ページなのですが、工事請負費3,000万が増額されているということですが、これ、当初予算のときに言わせてもらったのですが、これ、工事、維持だとか修繕のお金が少なくなってしまうと、これでは対応できないのではないかと申し上げたのですが、なんで9月になって3,000万を補正すると、増やすのかと、当初予算でできなかったのかということについて、どうお考えでしょうか。

建設課長 議員のおっしゃるとおり、どうして、この時点で3,000万円増額したのかということもあるのですが、当初は当初なりにこちらのほうで積算のほうをさせていただいたのですが、やはり途中で、気象条件だとか様々な要件で変更を余儀なくされたということがございまして、今回の工事請負費の増額ということにさせてもらいました。この時期から、例えば3,000万円で年度内に繰越しになってしまうかという心配もあるかと思うのですが、そこは、年度内完了を目指してこの金額を算出しておりますので、そのあたりは御理解をしていただきたい思います。

10 田中 あと6か月で、入札もあるかと思うのですが、年度内で終わらせると課長さん明言されましたけれども、大変厳しいと思うんです。私の前で公共下水の工事をやっていますけど、通行止めの期間がどんどんどんどん後へ延ばされて、つまりどういうことかと言うと、工事が遅れているんです。そういう情報がありまして、やはり余裕をもって、余裕を持つというのかスムーズに工事を進捗させるには、どうしても当初予算で組んでいただかないと、3,000万ですから。100万とか200万という話だったら、あそこはちょっと災害で崩れたということの対応だったら理解できるのですが、本格的ですから。これは当初予算でぜひ計上していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

建設課長 貴重な御意見、大変ありがとうございました。建設課といたしましてもただいまの意見を十分頭に入れまして、予算編成等を組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかに。



6 金田(敏) 57 ページ、衛生費のほうで、したら保健福祉センターでお伺いします。トプライトシーリングの打替え工事、修繕工事、これは多分雨漏り修繕だと思うんですけども、112 万円だと、これは部分修繕ですか。屋根の全面修繕であるのか、部分修繕なのか、そこら辺の設計をお聞きします。

保健福祉センター所長 今御質問のあった、トプシーリングの打替え作業は、シーリング全体を打替えするというところで、すみません、雨漏りですので、梅雨時がありましたので、予防接種もありますので、早急にやりたいということで流用させていただいて、これを施行させていただいて、全てシーリングは全打替えとなっております。今経過観察をしておりますが、多少雨の強いときに垂れるというところで、もう一度施工業者のほうに確認等を継続して見ていただいております。

以上です。

6 金田(敏) というとは、もう施工は終わっているということで今経過観察をしているということですね。

保健福祉センター所長 現在経過観察中でございます。

6 金田(敏) ということは、もう終わってしまっているということですから、この予算というのは、事後報告ということなのですか、これは。

保健福祉センター所長 すみません、実は修繕費のほうを、元々ある修繕費のほうをどこを優先して使いたいかというところで流用させていただいて、その分を元に戻すためにこの補正予算を、同額を組まさせていただいております。

5 今泉 51 ページのことでお聞きしたいのですが、地方債でお聞きしたいのですが、臨時財政対策債、この件で、3,900 万減になっているのですが、これは、交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体から借入れをする地方債だと思うのですが、なんでこのような財源不足になったのか教えてもらいたいのですが。

財政課長 これは、いつだったか忘れてしまいましたけれども、交付金の原資がないということで、国のほうが臨時財政対策債というものを創設して、地方がこれを財源不足の財源として、後々償還するので、その部分については交付税を充てるという形になったものですので、なんでかと言われると、国全体の収入が落ちて、逆に地方財政のほうの一般財源が多くなったという。単純に言うとそういうことになっております。

以上です。

7 金田(文) 61 ページの農林水産業費の農地費のところをお願いします。一番下の重機借上料は、これは先ほど積雪の話が説明にあったような気がしたのですが、この重機はどういう重機を借り上げるお金か、その使う場所は広域農道とかなのか、田畑なのか、詳しく教えてください。

建設課長 この農地費につきましては、今年の5月に開通した広域農道の2期地区、名倉から駒ヶ原を抜けて、豊田市までの境までのこの間の除雪費として、新

たに計上をさせていただいた分です。

議長 ほかにございませんか。

11 加藤 2件お願いします。

1件目は63ページのプレミアム付商品券の関連事務委託についてなのですが、今回商品券を給付型でいただき、大変有効に使わせていただいているところなのですが、関連事務委託、委託は多分商工会になるのかなと思っているのですが、委託費が1,200万。単純計算すると、6,000円を4,000人に配ると2,400万ということで、これ、2,400万を、これだけではないですね、ほかの購入の分もあるので、その辺が分からないところなのですが、これは実際に給付されている金額を給付するために1,200万かかったというふうに読み取ればいいのか、それとも給付したものの自身の金額もここに含まれるのかというあたりを教えていただければと思います。

それと、もう1件ですが、65ページ。土木費の住宅費、特定空家解体費補助金ですけれども、2件分がプラスされたということで、大変ありがたい補助金だと思いますが、この2件分、支障が無ければどこかというのを教えていただけますか。

以上です。

産業課長 今回の補正は、各戸に配るものではなく、通常の1万冊の販売という形で行う予定の補正となっております。5,000円支払っていただいて、6,000円分の商品券がつくということです。単純に6千万という形で。5千万集まるけれども、6千万買物ができるという形なので、1千万必要になるという、まずその原資の話が1千万あります。そのほかに、事務委託が付則されているという計算で御説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

建設課長 特定空家の解体費用ですけれども、津具地内と、田口地内の2件となっております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

5 今泉 57ページで聞きたいのですが、予防接種健康被害調査委員会というのがあるのですが、これ3千300万。これは、どのような方が委員会のメンバーになるのですか。これを教えてもらいたいのですが。

保健福祉センター所長 質問にありましたのは、予防接種健康被害調査委員会の2万円のことだと思いますが、1人6,000円で、3名の内訳で、町内の医師3名の委員の方にお支払する金額となっております。

以上です。

5 今泉 メンバーのお名前というのわかるのですか。

保健福祉センター所長 医師3名ですので、病院が参加者ですので、医師3名は御承知のとおりだと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

議案第 57 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 57 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

---

議長 議案第 58 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 58 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 58 号を文教厚生委員会に付託いたします。

---

議長 議案第 59 号「令和 4 年度設楽町町営バス特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 59 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 59 号を文教厚生委員会に付託いたします。

---

議長 議案第 60 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 60 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 60 号を文教厚生委員会に付託いたします。

---

議長 議案第 61 号「令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質

疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 61 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 61 号を総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 議案第 62 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 62 号を総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 62 号を総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 日程第 20、認定第 1 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 31、認定第 12 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 12 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、認定第 1 号「令和 3 年度一般会計」から認定第 12 号「令和 3 年度津具財産区特別会計」までの歳入歳出決算の認定について、いずれも「地方自治法」第 233 条第 3 項の「監査委員の意見書」及び第 5 項の「決算成果報告書」を提出して、議会の認定に付するものであります。

なお、決算概要につきましては、一括で説明しますので、認定議案の朗読は省略させていただきます。また、決算内容の詳細につきましては、後で設置される予定の決算特別委員会において、担当課長から、それぞれ詳しく説明すると共に、決算成果報告書に主要な事業についての報告を記載していますので、私からは、歳入、歳出の概要について款別に特徴的な内容についての説明とさせていただきます。

始めに、認定第 1 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」を説明しますので 127 ページをお開きください。また、決算書は 9 ページの、「実質収支に関する調書」を御覧ください。

一般会計は、歳入総額 60 億 129 万 8,288 円、歳出総額 57 億 9,752 万 5,155 円で、歳入歳出差引額は 2 億 377 万 3,133 円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源とする繰越明許費繰越額 8,325 万 4,000 円を除く、実質収支額は、1 億 2,051 万 9,133 円であります。

次に、「財産に関する調書」の公有財産について、土地の増減分は広域農道関連での購入と赤道払い下げによるもので、非木造の建物については、清崎八雲苑横のトイレとしたらの里のトイレを除去したことによるものであります。

決算書 13、14 ページを御覧ください。

記載してある 12 件の基金状況につきましては、預金利子及び元金の積立金と、繰出金を差し引きした結果、年度内増減額は 3 億 8,513 万 1,189 円の増で、年度末現在高は、42 億 2,490 万 4,830 円であります。

なお、年度内の増減額につきましては、令和 2 年度決算より 3 億 7,018 万 7,377 円の増額であります。

それでは、一般会計の歳入から説明しますので、決算書の 15、16 ページをお開き下さい。

令和 2 年度と比較して、差額の大きいものを中心に説明させていただきます。

1 款「町税」のうち、法人町民税につきましては、設楽ダム建設が進む中、関連企業事務所設置の増加により 846 万 8,000 円の増であります。町税全体としては、少子高齢化に伴う個人住民税額の減少や、固定資産税の減額などがありましたが、対前年度比、約 679 万 9,000 円の増となりました。

2 款「地方譲与税」は、令和元年度から譲与が開始された「森林環境譲与税」は若干減額しましたが、他の譲与税はいずれも増額で、全体では対前年度比、476 万 6,000 円の増であります。

6 款「法人事業税交付金」は、法人事業税の一部を財源として、県から交付されるものですが、法人税割と従業員数の比率及び交付率の改正により、対前年度比、531 万 2,000 円の増であります。

7 款「地方消費税交付金」は、一般財源分が 125 万 2,000 円、社会保障分が 579 万 9,000 円の増額で、全体では対前年度比、705 万 1,000 円の増であります。

10 款「地方特例交付金」のうち、自動車税減収補填特例交付金、及び、軽自動車税減収補填特例交付金につきましては、令和 2 年度まで国庫補填される制度でしたが、コロナ禍で令和 3 年度も制度が延長し、令和 2 年度より交付金額は減額していますが、令和 3 年度は、両交付金で、524 万 7,000 円の交付を受けました。

11 款「地方交付税」は、普通交付税の算定において、地域社会のデジタル化を推進するための経費として、地域デジタル社会推進費が新設されたことにより、対前年度比、2 億 6,209 万 2,000 円の大幅増であります。

13 款「分担金及び負担金」については、養護老人ホーム宝泉寮への町内入所者、及び、町外入所者数減少に伴う措置費の減による、やすらぎの里負担金、368 万 1,000 円の減額と、八橋斎苑完成に伴う斎苑費負担金 238 万 9,000 円の減額が主な要因で、対前年度比、約 622 万 2,000 円の減であります。

決算書 17、18 ページをお開き下さい。

14 款「使用料及び手数料」については、住宅使用料と奥三河郷土館使用料の増額要因を受け、対前年度比、約 618 万 4,000 円の増額であります。

15 款「国庫支出金」は、令和 2 年度に 1 人当たり 10 万円を支給した特別定額給付金事業 4 億 661 万円と併せて、財源である補助金の交付も終了したため、3 億 3,422 万 3,000 円の大幅な減であります。

16 款「県支出金」につきましては、令和 2 年度の奥三河郷土館の建設事業の完了や、上下水道事業費の減少など、水源地域整備事業費の減額により、全体では対前年度比、7 億 4,269 万 2,000 円の大幅減であります。

17 款「財産収入」は、前年度とほぼ同様であります。

18 款「寄附金」についても、前年度とほぼ同様であります。

19 款「繰入金」については、新たに田口財産区特別会計からの繰入金が追加されたことにより、対前年度比、1,030 万 9,000 円の増であります。

20 款「繰越金」は、全体で、前年度比約 2,234 万 7,000 円の減であります。

21 款「諸収入」については、豊川水源基金を財源とした道の駅したら建設事業の終了などによって、9,964 万 3,000 円の減であります。

決算書 19、20 ページをお開き下さい。

22 款「町債」については、対前年比 6 億 2,899 万 8,000 円の減です。主な減少理由は、令和 2 年度においては八橋斎苑、道の駅したらの建築工事ならびに北設情報ネットワークの設備更改に係る負担金の財源措置として過疎債を、同報系無線屋外拡声支局増設工事の財源措置として緊急防災・減債事業債を発行しましたが、それらの事業が終了したことによるものであります。

以上、歳入全体につきましては、前年度と比較して総額で、20.3%の減、15 億 2,403 万 4,000 円という大幅減の決算であります。

続きまして、歳出の概要について説明しますので、21、22 ページを御覧ください。

1 款「議会費」は、6,475 万 1,215 円で歳出総額の 1.1%を占めております。対前年度比 413 万 9,759 円の減額であります。

2 款総務費は……

議長 7 番金田文子君。

7 金田(文) 読んでくださっている数字が、どこの数字か、ページが、これですよ。

副町長 そうです。

7 金田(文) それの 21、22 ですよ。

副町長 はい。

7 金田(文) どの欄の数字を示していただいているのかがよく分からないのですが。

副町長 すみません、私が説明をしているのは、決算書には出ていません。対前年度との比較ですので、数字はそれには計上されていません。今しゃべっているのは、2 年度の決算書と 3 年度の決算書を比較した差額を今数字を言っていますので、数字は出ていません。すみません。

続けさせていただきます。

2 款「総務費」の、8 億 2,172 万 5,147 円で歳出総額の 14.2%を占めておりま

す。対前年度比は、2億6,361万9,542円の減額であります。主な減少要因は、令和2年度に行った北設情報ネットワーク設備更改事業が終了したことによるものであります。そして、増額要因としては、町長選挙及び議会議員補欠選挙を行ったものであります。

3款「民生費」は、9億6,727万9,594円で歳出総額の16.7%を占め、対前年度比3億7,505万5,363円の減額であります。主な減少要因は、令和2年度の定額給付金事業が終了したことによります。特徴的な取組として、新型コロナウイルス感染症対策の住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給事業を実施したものであります。

4款「衛生費」は、6億2,005万9,633円で歳出総額の10.7%を占めております。対前年度比4億4,825万1,762円の減額です。主な減少要因は、八橋斎苑建築事業が終了したことによるものであります。特徴的な取組として、新型コロナウイルスワクチンの接種事業があります。

5款「農林水産業費」は、5億9,949万4,215円で歳出総額の10.3%を占め、対前年比3億1,603万1,110円の減額であります。主な減少要因は、道の駅したらの建物建築事業が終了したことによるものであります。

なお、道の駅関連事業費については、令和3年度から6款「商工費」へ移行しております。特徴的な取り組みとして、新型コロナウイルス感染症対策のため、山村トレーニングセンター等の改修工事を行いました。

6款「商工費」は、3億1,114万5,957円で、歳出総額の5.4%を占め、対前年比1億632万1,315円の増であります。主な増加要因は、先ほど申し上げたとおり、町内3か所の道の駅に関する経費が商工費に移行したことによるものであります。特徴的な取組として、コロナ禍での地域経済活性化のため、プレミアム付商品券を販売いたしました。

7款「土木費」は、6億3,256万9,677円で歳出総額の10.9%を占め、対前年度比2億198万5,930円の減であります。主な減少要因は、道路維持修繕事業が減少したことによります。

8款「消防費」は、4億351万3,504円で歳出総額の7.0%を占め、対前年度比1億120万5,183円の増であります。主な増加要因は、防災行政無線（同報系）機器を更新したことによるものです。併せて、防災アプリの構築を行いました。

決算書23、24ページを御覧ください。

9款「教育費」は、4億7,600万2,221円で歳出総額の8.2%を占め、対前年度比6億2,796万3,962円の減額であります。主な減少要因は、奥三河郷土館の建設費事業終了によるものです。特徴的な取組として、中学校3年生を対象に、宮城県及び岩手県へ赴き、人材育成研修事業を行いました。

10款「災害復旧費」は、令和3年度の支出はありませんでした。

11款「公債費」は、5億1,753万5,867円で歳出総額の8.9%を占め、対前年度比996万4,848円の増であります。なお、標準財政規模に対する公債費の比率

をみる実質公債費率につきましては、直近3か年の単年度比率の平均を参照しております。令和3年度単年度は5.62%で、直近3か年の平均は5.4%となりました。

12款「諸支出金」は、3億8,344万8,125円で歳出総額の6.6%を占め、対前年度比3億6,585万1,862円の増であります。主な増加要因は、普通交付税の増額などで財政調整基金への積立金が発生したことによるものであります。

その他、令和3年度につきましても、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策事業を実施しております。先に申し上げたコロナ対策事業の他の主な取り組みとしては、公共施設のトイレ改修工事、感染症予防用品の購入及び民間医療機関への補助などを行いました。これらは国庫補助金の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を主な財源として実施してきました。

以上、一般会計の歳出の概要ですが、歳出全体につきましては、前年度と比較して総額で22.2%の減、金額にして16億5,469万4,000円という大幅減の決算であります。

内訳は、増額した項目は、消防費と公債費であり、その他の項目は、全て大幅な減額となりました。

なお、翌年度への繰越明許費は、4億4,059万6,000円で、前年度と比較すると、2億2,633万3,000円の増であります。

続きまして、各特別会計の決算概要について説明しますので、再度1ページ、2ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額5億5,865万707円であります。

歳出総額の対前年比較は4,134万5,896円の増です。主な増加要因は、保険給付費の増額によるものであります。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入総額2億919万4,026円、歳出総額2億919万126円で、歳入歳出差引額は3,900円です。歳出総額の対前年比較は、376万6,096円の減です。主な減少要因は、後期高齢者の人口減によるものであります。

簡易水道特別会計につきましては、歳入総額7億4,513万2,821円、歳出総額6億8,382万3,431円で、歳入歳出差引額は6,130万9,390円になります。なお、翌年度へ繰り越す財源として繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は、5,390円です。歳出総額の対前年比較は、1億7,174万1,213円の減額であります。主な減少要因は、公共下水道工事との進捗調整などによるものであります。

公共下水道特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の2億898万9,978円です。歳出総額の対前年比は、1億8,089万1,781円の減額であります。主な減少要因は、浄化センター建設工事の終了などによるものであります。

農業集落排水特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の2億2,224万



9,504円であります。歳出総額の対前年比較は380万8,842円の増で、主な増加要因は津具処理区内の更新工事などによるものであります。

町営バス特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の5,363万185円あります。歳出総額の対前年比較は、1,690万1,157円の増であります。主な増加要因は、バス運行業務の人件費単価の増額などによります。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の9,127万4,653円で、歳出総額の対前年比較は、556万8,175円の減であります。主な減少要因は、受診者数の減少などによるものであります。

最後に田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況につきましては、それぞれの財産を適正な管理運営に努めましたので、本日は、決算書を御覧いただくことで説明は省略させていただきます。なお、田口財産区及び津具財産区においては、実質収支額が生じていますので、今回の補正予算で積み立てを行っております。

なお、11特別会計全体は、歳出総額20億4,951万8,840円で、対前年度比、2億8,131万9,759円の減であります。

最後に、昨年に引き続き、地方自治法第233条第5項に規定する主な施策を説明する書類として、ピンク色の「決算成果報告書」を作成し、提出しております。

本町では、迅速に情勢の変化に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営を推進するため、予算編成と決算を連動させた予算決算マネジメントを推進しております。「決算成果報告書」は、主に、このマネジメント推進のPDCAサイクルのC——チェック評価として、決算の部分を担っています。職員一人一人が本年度の事業の執行及び次年度以降の当初予算編成に向けた指針となるよう、事務事業の状況の整理、分析に努めてまいります。

また、わかりやすい報告書とするため、各事業ごとの総括欄には、令和3年度実績のみならず前年度または令和4年度の状況等の経緯に触れること、施策検討の基礎となる園児児童生徒数及び保険者数などの経年推移をグラフ表示するなどの見直しを図っていますので、決算分析の参考にさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

(「議長、単純な誤植だと思うので指摘をしておきたいのですが」と呼ぶものあり)

議長 7番、金田文子君。

7金田(文) 決算書、黄色いほうの1ページ、2ページですが、見出しが「予算総覧」になっているのですが、「決算総覧」じゃなくていいですか。

出納室長 御指摘があったことにつきまして、例年「予算総覧」で毎年やってしまっておりまして、「決算総覧」というほうが正しいと思っておりますので、来年から直したいと思っております。

議長 お諮りします。12時2分前になりました。12時に時報の発令がありますので、地震の訓練ということで、暫時休憩といたしますので、終わり次第、再開して、監査報告まで……

それでは、すみません、訓練も踏まえて、いちおうただいまより休憩といたしますので。13時まで、1時まで休憩といたします。

なお、訓練につきましては、皆さんおった時点で、それぞれ訓練をしていただけたらと思います。この場においてやっていただける方はこの場でやっていただいても結構であります。

---

休憩 午前12時00分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりましたので、次に、監査員の決算審査の御意見を氏原代表監査委員にお願いしたいと思います。

代表監査委員 では、失礼いたします。令和3年度の決算審査意見書——手元にあるかと思いますが、に基づいて説明させていただきます。

最初に、「審査の概要」ですが、審査の実施を、令和4年7月28日木曜日から8月3日水曜日の間の5日間、もう1人の監査員である金田敏行さんと一緒に実施をしました。

「審査の対象」は、令和3年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金についてであります。

一般会計及び各特別会計11の決算に係る歳入・歳出の総額は、歳入総額は、81億1,842万9,292円、歳出総額78億4,704万3,995円、差引額は、2億7,138万5,297円であります。

その内訳は、表1、一般会計、及び、表2、特別会計のとおりになっています。

一般会計12、及び特別会計8の計20基金の決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高、43億190万8,085円。決算年度中増減高、3億5,503万2,652円。決算年度末現在高46億5,694万737円であります。この内訳は、表3、各基金の総括表のとおりとなっております。

続いて、「審査の手続」については、審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、更に、予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続を実施いたしました。

続いて、審査の結果について。

「決算計数について」は、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められたと。

「財政状況について」。令和3年度の決算規模は、一般会計、歳入総額が60億129万8,288円、歳出総額が57億9,752万5,155円。差引額が2億377万3,133円。特別会計は、歳入総額21億1,713万1,004円、歳出総額が20億4,951万8,840円。差引6,761万2,164円となりました。

一般会計の歳出面での決算規模は、令和2年度との比較において約22.2%減少しました。これは普通建設事業において、道の駅したら、奥三河郷土館並びに八橋斎苑の大規模建設事業が終了したことから12億581万円減となったこと、また道路維持補修事業費の減少などにより、歳出全体では、対前年比16億5,469万円減少したことが主な原因であります。

歳出については、新たな大型事業として、防災行政無線(同報系)の機器更新事業などを実施しました。これにより、消防費が121万円増加しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、新規に住民税非課税等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金事業などを実施しました。しかし、大規模建設事業の終了と道路維持補修事業費の減少などにより、歳出全体では、対前年比16億5,469万円減少し、57億9,752万円となりました。

歳入については、大型事業の減少に伴う県支出金や町債の減額があったものの、普通交付税2億6,017万円の増加などがあり、60億129万円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源、8,325万円は、町道改良工事などの繰越事業の増により対前年比7,703万円の増額となりました。

11 特別会計の歳出決算総額は、令和2年度と比較し、12.1%の減額となりました。減額要因としては、簡易水道特別会計において施設の維持管理のほか、田口地区の配水管更新、豊邦浄水場自家発電設備設置、設楽ダム建設事業で水没する導水管布設工事等を進めましたが、田口地区下水道工事との事業間調整により、配水管更新の進捗を当初より遅らせたため、繰越明許費を含み対前年比1億7,174万円、20.1%の減額となったことによります。また、公共下水道特別会計でも事業費の減額に伴い、1億8,089万円の減少となりました。

増額となった国民健康保険特別会計においては、被保険者の減少等により保険料が減少したものの、保険給付費が対前年度4,394万円、12.4%増加したことなどにより、総額で4136万円、8%増額し、5億5,866万円となりました。県全体の一人当たりの医療費は年々増加しているため、保険料の増加が予想されますが、激変緩和措置として基金を活用しています。

農業集落排水特別会計では、津具処理区内の更新工事に伴い、施設改築事業に関する業務について引き続き県に委託しており、全体で対前年比381万円、1.7%の増額となっています。

町営バス特別会計では、新たにバス車庫事務所の公共下水道工事費として471万円支出しました。町営バス運行委託料は、人件費単価の増額により対前年比289万円、8.2%増加しました。こうしたことから、総額として1,690万円の増額となりました。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。

最後に、「財政運営について」ということで、令和3年度は、5月に道の駅したら、6月に八橋斎苑がそれぞれ運用を開始し、今日に至っています。道の駅したらについては、奥三河郷土館において培われてきた歴史や民俗風土、自然の営み等を伝承し、後世に伝えるといった本来の役割を果たすとともに、地域産業振興施設との併設による観光拠点として、より広く認知されるとともに大きな集客効果を上げています。一例として、奥三河郷土館入館料として220万円の計上がある。この盛り上がりが一過性のものではなく、繰り返し訪れたいくなるような魅力ある施設として、地域を巻き込んだ運営を期待しています。また、斎苑については、老朽化した清崎斎苑や津具斎苑からのスムーズな移行がなされ、適正な運用がなされています。今後は、旧斎苑の取壊し等を計画的に進めていく必要があります。

また、令和元年度から都道府県や市町村に対して森林環境譲与税が交付されています。この税は、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。町内の森林の整備を進めるとともに、森林利用のあり方を追求していくことで、町内の貴重な森林資源活用及び人材育成の新たな方向を見出していきたいと思えます。

令和3年度は、コロナ感染対策費などの活用もあって、特に衛生面で学校をはじめとした様々な施設の環境が整えられてきています。今後ますます高齢化と人口減少が進むことが懸念されますが、住む人にとって温かみのある住みよい人的・物的環境づくりを目指して、効果的に予算を配分執行し、適切な事業を計画実行していただきたいと思えます。

また、設楽ダム completion が延伸されたとはいえ、引き続きダム建設に関わる事業は今後も展開されていくことが予想されます。それらの事業の進捗状況などに加え、現在、見直しがなされている「第2次設楽町総合計画」、「ダム湖周辺整備」等、町民の意見を踏まえた町のビジョンを早めに示し、議会で十分な検討を重ねることで、一人一人が将来を見通せる町づくりをめざしていただきたいと考えています。

以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く10名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第12号までの12議案については、10名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、原田純子君、村松純次君、七原剛君、原田直幸君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、高森陽一郎君、田中邦利君、加藤弘文君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

---

休憩 午後1時15分

再開 午後1時21分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番加藤弘文君、副委員長に5番今泉吉人君が選任されましたので御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、9月8日午前9時から総務建設委員会所管、9月12日午前9時から文教厚生委員会所管です。よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日は、これで散会とします。

散会 午後1時22分